

平成 25 年 6 月 27 日

ご利用の皆様へ

高尾森林ふれあい推進センター

日影沢キャンプ場申込方法の見直しについて

標記について、申込方法は、①往復はがき（毎月 1 日抽選と抽選日以降に空きがある場合の選択順）と②当センターへの直接来所（抽選日以降に空きがある場合の選択順）による申込みとしてきたところですが、利用日が 9 月 1 日以降の申込み（抽選日が 8 月 1 日のもの）から以下（別添）によることとしますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（別添）

日影沢キャンプ場申込方法及び使用許可等

1 申込み方法

(1) 抽選による申込み

往復はがきによる申込みとし、利用される日の前々月末までに必着するよう（例：9 月分の利用は、7 月 31 日必着、8 月 1 日抽選）往復はがきに

- ② 利用日時
- ②氏名（団体の場合は、団体名及び代表者名）
- ③電話番号
- ④大人・子ども別の人数
- ⑤テント及びタープの数量

を明記の上、「高尾森林ふれあい推進センター・キャンプ場係」あて郵送ください。申込者が多数の場合は、毎月、利用日の前月の 1 日に抽選により確定し、申込者あて利用許可証を送付します。ただし、1 日が土日祝祭日となる場合は 2 日又は 3 日等の開庁日の抽選とします。

(2) 抽選日の翌日以降に空きがある場合の申込み

①往復はがきによる申込みとし、先着順に随時許可します。②ただし、利用しようとする日の 1 週間以内に空きがある場合は、土日祝祭日及び年末年始以外の開庁時間内（「午前 8 時 30 分～正午まで」と「午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分まで」のみ。）に当センターへ直接来所の上、先着順に随時許可します。

2 空き情報の問合せ等は、土日祝祭日及び年末年始以外の開庁日の午前 8 時 30 分～正午までと午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分までとします。

3 使用許可の基準

(1) 営利・宣伝行為、政治・宗教活動を目的とする行事や集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織と認められる団体及び個人の使用は許可しません。

(2) 利用申込みに当たり、団体や個人名の偽名あるいは利用人数等の虚偽記載（独占行為のための水増し虚偽記載）など故意に虚偽の事実を記載した者の利用は認めません。また、同一団体や個人が同一の利用日に複数名で申し込むなど、当センターの業務妨害や他者の妨害となる行為は認めません。

(3) 一団体がキャンプ場の上段と下段を同時に利用することは、他の申込者の妨害となりますので、原則として認めません。ただし、次のいずれかに該当するときは、同時利用を認めることがあります。

① 国又は国の主権による場合

② 政府関係機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人）

③ 地方公共団体又は地方公共団体の委嘱等をされ、その目的及び事業の内容が公共性の高い団体等

④ 教育機関又は学会等であって、その目的及び事業の内容が公共性の高い団体等

⑤ 森林・林業及び森林レクリエーション等に係る団体等

⑥ 企業における社会貢献活動

⑦ 信用確実であり、その目的及び内容を当センター所長がやむを得ないと認めるもの